

市議会総務委員会資料

令和2年1月28日 市長公室 地域未来投資推進課

# 地域再生計画による実施予定事業について

【R2地方創生推進交付金活用予定事業】

# 水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト 計画期間H28～R2 (担当部署：観光商工課)

## 広域連携事業

茨城県 土浦市 石岡市 潮来市 稲敷市 かすみがうら市 阿見町 鹿嶋市 桜川市 行方市 大子町 那珂市 神栖市

サイクリングと当地域の多様な地域資源を結びつけることで、東京圏を中心に国内外から多くのサイクリストを含む観光客の誘客を図るとともに、訪れた方の地域での消費を促進する仕組みを構築することで、活力の維持と活性化した稼ぐ地域づくりを目指すもの。

### ◇当市の事業内容

#### (1) 広域レンタサイクル事業【830千円】

広域レンタサイクル事業実行委員会負担金  
つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会負担金

#### (2) 地域ポイント制度事業【5,042千円】

観光イベントやレンタサイクル利用者等に対しポイントを付与するなど、地域内店舗の利用促進につなげ「稼ぐ地域づくり」に寄与する。

#### (3) サイクリングプロモーション事業【5,581千円】

域外からの交流人口の拡大とサイクリング拠点としての認知度向上を図るため、エンデューロやライドハンターズのようなイベント的要素のコンテンツに加え、歩崎周辺の多様な資源を掛け合わせた事業を実施。地域経済全体に波及効果のある「着地型観光」の実現が期待される。

○ライドヴィレッジプロモーション事業（キャンプ空間を実現）

#### (4) 広域サイクルーズ事業【500千円】

本年度設置予定の栈橋を活用し、霞ヶ浦の水運とサイクリングを組合わせた事業を展開。



## 筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業

計画期間H28～R2（担当部署：観光商工課）

広域連携事業 茨城県 石岡市 潮来市 筑西市 かすみがうら市 桜川市

「筑波山」及び「霞ヶ浦」の広域エリアへの誘客を契機に、県全域への周遊観光に繋げ、宿泊を含む県内全体の観光入込を増加させ、全県的な交流人口の拡大や観光をはじめとする関連産業の振興・雇用創出、地域の活性化に繋げていくもの。

### ◇当市の事業内容

#### （１）歩崎地域観光振興アクションプランプロモーション事業【2,200千円】

平成30年に策定した「歩崎地域観光振興アクションプラン」に基づき、歩崎地域が観光地として多くの観光客が訪れるエリアとして各種整備を進めており、本年度中に竣工予定である市交流センター前湖岸への棧橋設置に伴い、「霞ヶ浦広域サイクルーズ」との更なる連携強化、民間企業と連携したバイク&キャンプの実施等、観光コンテンツの充実化が図られており、これらコンテンツを掛け合わせた新たなプロジェクトの実践に伴うプロモーションの強化を図る。

## 古民家を活用した茨城ブランド力向上事業

計画期間H30～R2（担当部署：観光商工課）

広域連携事業 茨城県 かすみがうら市 大子町

貴重な地域資源である古民家について、地域振興拠点としての多様な活用方法を構築し、県内のサイクリング等の地域資源と連携させながら広域展開を図るとともに、今までにない新たな価値や人の流れを創出し、地域のイメージアップ・ブランド力の向上を図るもの。今年度、歩崎地域に立地する古民家を、茨城県初の「古民家改修モデルケース」として整備。

令和2年度はこの宿泊施設を新たな観光拠点として、茨城県や地域の事業者等と連携し体験プログラムの充実を進めつつ、域内外に対するプロモーションを強化することで、更なる誘客の増加や地域振興拠点化を目指していく。

### ◇当市の事業内容

#### （１）古民家宿泊施設運営に伴うプロモーション事業【1,000千円】

- ・訪れてみたくなるようなHP・リーフレット等の作成
- ・SNSや地上波放送等を活用した広告宣伝
- ・インバウンドを対象としたプロモーション

# わくわく茨城生活実現事業 計画期間H31～R6 (担当部署：市民協働課)

広域連携事業 本市のほか県内33自治体が実施 【かすみがうら市：1,600千円】

県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と実施市町村が共同し、東京23区に在住または東京圏在住で23区に通勤する方が当市に移住し、県が移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している企業に就職した場合、世帯100万円、単身60万円の移住支援金を支給する。起業者はさらに200万円上乗せし最大で300万円が支給となる制度。

## かすみがうら市まち・ひと・しごと創生推進計画 計画期間R2～R6 (担当部署：地域未来投資推進課)

企業版ふるさと納税について「令和2年度税制改正の大綱」により、寄附額の税額控除割合がかさ上げされる。税額控除割合が3割から6割となり、損金算入3割と合わせると**実質企業負担が約1割**となる。また、当制度に伴う地域再生計画について、市が実施している個別事業ごとではなく、包括的な計画で申請が可能となったことから、令和2年度からの「第2期かすみがうら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく5か年計画を作成。これにより**地方創生に資するすべての事業に企業からの寄附金を充てるのが可能**となる。

